

推定相続人A(サンプル) 様

相続対策シミュレーション

基準日：令和6年10月09日 作成日：令和6年10月12日

*Inheritance Measure
Simulation*

北倉会計事務所

Inheritance Measure Simulation

退職金の検討

01

納付税額
(概算)

27 万円増

おすすめ度

相続時精算課税制度の利用 (自社株式)

02

納付税額
(概算)

178 万円減

おすすめ度

生前贈与の検討

03

納付税額
(概算)

87 万円減

おすすめ度

生命保険の活用

04

納付税額
(概算)

129 万円増

おすすめ度

更地の活用の検討 (収益物件) 不動産の購入

05

納付税額
(概算)

503 万円減

おすすめ度

06

07

08

09

基準日：令和6年10月09日 作成日：令和6年10月12日

退職金の検討



死亡退職金は、法定相続人1人あたり500万円が非課税になります。

退職金を支給すると自社株式の評価額が下がる可能性があります。

納税資金として利用することができます。

退職金の支給規定を作成する必要があります。

いくら支給できるか、金銭で支給するか、現物支給できないかなどを事前に検討しましょう。

退職金の検討
おすすめ度

実施
内容

相続時に退職金を

1000 万円
追加で支給します。

相続税の納付税額が

影響
(概算)

27 万円増加

非課税枠	4人×500万円 = 2000万円
------	-------------------

非課税枠	現状の退職金	非課税枠の残り
2000万円	- 6600万円	= -4600万円

非課税枠

非課税枠を
使い切る

退職金

退職金の検討

相続税の計算

現状

退職金	6600万円
自社株式	4700万円
その他の財産	1億2802万円
小計	2億4102万円
非課税額	-2000万円
課税価格	2億2102万円

対策後

退職金	7600万円
自社株式	3700万円
その他の財産	1億2802万円
小計	2億4102万円
非課税額	-2000万円
課税価格	2億2102万円

相続税の総額

現状	2908万円
- 対策後	2908万円
= 差額	0万円

相続税納付額 1103万円

相続税納付額 1130万円

影響

増加額 27万円

退職金と自社株式の変更内容

		配偶者様	子A様	子B様	子C(孫養子)様							合計
現状	退職金	6600万円	0万円	0万円	0万円							6600万円
	自社株式	2350万円	783万円	783万円	783万円							4700万円
対策後	退職金	6600万円	1000万円	0万円	0万円							7600万円
	自社株式	1850万円	617万円	617万円	617万円							3700万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

相続時精算課税制度の利用（自社株式）



自社株式の株価が将来高くなると予想できる場合、
「相続時精算課税制度」を利用して自社株式を贈与することでメリットを得ることができます。

将来の高くなった株価ではなく、贈与時の株価で相続税を計算することができます。

株価が低くなったタイミングで贈与をすると影響がより大きくなります。

この制度を利用すると、同一の贈与者からの贈与については暦年課税に戻れなくなります。

相続時精算課税制度
の利用（自社株式）

おすすめ度

実施
内容

自社株式

2349 万円
を贈与します。

納付税額（相続税額 + 贈与税額）が

影響
(概算)

178 万円減少

銘柄	〇〇株式会社
----	--------

現状の評価額	4700万円
--------	--------

相続時の想定評価額	6000万円
-----------	--------



現状



将来

相続時精算課税制度の利用（自社株式）

相続税の計算

相続税計算日： 令和26年10月09日

現状

自社株式	4700万円
その他の財産	1億7402万円
<hr/>	
課税価格	2億2102万円



相続税納付額	1103万円
--------	--------

将来：対策なし

自社株式	6000万円
その他の財産	1億7292万円
<hr/>	
課税価格	2億3292万円



相続税納付額	1378万円
--------	--------

将来：対策あり

自社株式	5349万円
その他の財産	1億7292万円
<hr/>	
基礎控除	-330万円
課税価格	2億2311万円



相続税納付額	1200万円
贈与税額	0万円
税額合計	1200万円

影響

減少額	178万円
-----	-------

贈与の内訳と贈与税

自社株式	配偶者様	子A様	子B様	子C(孫養子)様							合計
贈与	0万円	783万円	783万円	783万円							2349万円
贈与税額	0万円	0万円	0万円	0万円							0万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

相続税の総額	
対策なし	3176万円
- 対策あり	2955万円
= 差額	221万円

令和06年 / 財産分割案 基準日：令和6年10月09日 作成日：令和6年10月12日

生前贈与の検討



贈与税は、もらった財産の価額から110万円の基礎控除を差し引いた残りに対してかかります。1年間にもらった財産が110万円以下であれば、贈与税は0円です。

贈与税はもらう側が負担する税金です。誰にでも贈与することができます。

贈与の仕方（金額、人数、年数）によって、税額が変わります。贈与税の負担をしながら、計画的に贈与したほうが、将来の税額（贈与税含む）が低くなる可能性があります。

生前贈与の検討
おすすめ度

実施
内容

総額

1980 万円

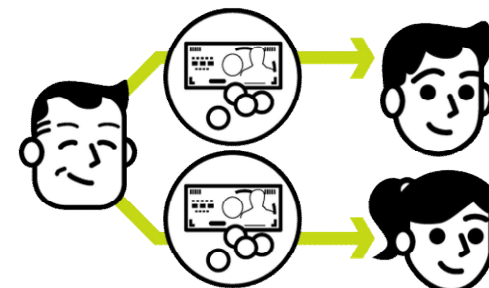
を贈与します。

納付税額（相続税額+贈与税額）が

影響
(概算)

87 万円減少

	贈与額 (人・年)	人数	期間	合計
①	110万円 × 1人 × 3年	1人	3年	= 330万円
②	110万円 × 1人 × 15年	1人	15年	= 1650万円



生前贈与の検討

贈与税の計算

贈与開始日： 令和06年10月09日

贈与額(人・年)	110万円	人数	1人 (一般贈与： 1人 特例贈与： 0人)	期間	3年
贈与額(人・年)	110万円	人数	1人 (一般贈与： 0人 特例贈与： 1人)	期間	15年

(単位：万円)	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	以降	合計
贈与額	220	220	220	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110		1980万円
贈与税額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0万円

相続税の計算

相続税計算日： 令和27年10月10日

現状

財産	2億2102万円
課税価格	2億2102万円



相続税納付額	1103万円
--------	--------

将来：対策なし

財産	2億1992万円
課税価格	2億1992万円



相続税納付額	1234万円
--------	--------

将来：対策あり

財産	2億1992万円
贈与額	-1980万円
課税価格	2億0012万円



相続税納付額	1147万円
贈与税額	0万円
税額合計	1147万円

相続税の総額

対策なし	2883万円
- 対策あり	2438万円
= 差額	446万円

影響

減少額	87万円
-----	------

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和06年 / 財産分割案 基準日：令和6年10月09日 作成日：令和6年10月12日

生命保険の活用



生命保険金は、法定相続人1人あたり500万円が非課税になります。
現金を遺すより、生命保険に加入したほうが相続税が安くなります。

財産を渡したい相手に渡すことができます。(非課税の扱いがあるのは、相続人に限られます。)

相続税の納税資金として確保することができます。

生命保険の活用
おすすめ度

実施
内容

保険金が

1500万円

の生命保険に追加で加入します。

相続税の納付税額が

影響
(概算)

129万円増加

非課税枠	4人×500万円 = 2000万円		
非課税枠	現状の加入		非課税枠の残り
2000万円	- 1500万円	=	500万円



生命保険の活用

相続税の計算

現状

生命保険	1500万円
その他の財産	2億2102万円
小計	2億3602万円
非課税額	-1500万円
課税価格	2億2102万円

対策後

生命保険	3000万円
その他の財産	2億2102万円
小計	2億5102万円
非課税額	-2000万円
課税価格	2億3102万円

相続税納付額 1103万円

相続税納付額 1232万円

影響

増加額 129万円

相続税の総額	
現状	2908万円
- 対策後	3133万円
= 差額	-225万円

生命保険の変更内容

	配偶者様	子A様	子B様	子C(孫養子)様						合計
現状	1000万円	500万円	0万円	0万円						1500万円
対策後	1000万円	1000万円	1000万円	0万円						3000万円

財産分割案の調整 対策として加入した生命保険の保険料について

	配偶者様	子A様	子B様	子C(孫養子)様						合計
調整	0万円	0万円	0万円	0万円						0万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

更地の活用の検討 (収益物件)

不動産の購入



更地に収益物件を建てると土地の評価額が下がります。

建物の評価額は、建築費用より大幅に下がります。

家賃収益が得られます。

更地の活用の検討
(収益物件)
おすすめ度

実施
内容

収益物件を建築します。

相続税の納付税額が

影響
(概算)

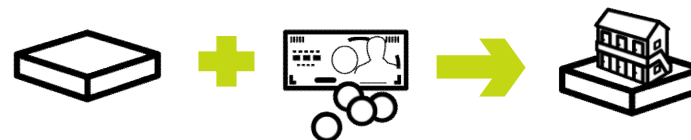
503 万円減少

建築する土地

利用状況	所在場所	面積
自用地	岐阜県大垣市〇〇町1-5	500.00㎡

建築費用

建築費用	1億0000万円
------	----------



更地の活用の検討 (収益物件)

不動産の購入

財産評価

土地	(3200万円 + 0万円) × (1 - 50% × 30% × 100%) =	2720万円	→	減少額	480万円
	建築費用 固定資産税評価額				
収益物件	1億0000万円 8000万円 × (1 - 30% × 100%) =	5600万円	→	減少額	4400万円

相続税の計算

現状

詳細表示なし

対策後

詳細表示なし

相続税の総額	
現状	2908万円
- 対策後	2177万円
= 差額	731万円

課税価格 2億2102万円

課税価格 1億8853万円

相続税納付額 1103万円

相続税納付額 601万円

影響

減少額 503万円

財産分割案の調整 建築費用分の財産の減少、建築した収益物件の財産分割について

	配偶者様	子A様	子B様	子C(孫養子)様						合計
建築費用	0万円	-1億0000万円	0万円	0万円						-1億0000万円
収益物件	0万円	5600万円	0万円	0万円						5600万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和06年 / 財産分割案 基準日：令和6年10月09日 作成日：令和6年10月12日